





現在、少子化が進む中、八丈町では地域住民と協力し、保護者の方が安心して子育てができる環境を整え、「みんなで子育て島育て」を目標に子育て支援に取り組んでいます。

保育理念

子ども一人ひとりを大切に

保護者の気持ちに寄り添い

職員は明るく、向上心を持ち

地域に開かれた施設を目指します。

赤ちゃん・ふらっと

乳幼児をもつお母さんなどが外出した際に、安心して利用できる施設として各保育園、子ども家庭支援センター、保健福祉センターが登録されています。

このマークが掲示されている場所では、以下のことができます。

- ①授乳ができます。
- ②おむつ替えができます。
- ③ミルク用のお湯があります。





1	子ども・子育て支援新制度がはじまります	P 1
2	保育園とは	P 1
3	保育園を利用するためには(保育の必要性の認定)	P 2
4	保育の必要性の認定の有効期間	P 2
5	認定のフローチャート	P 3
6	入園の対象となる児童(保育を必要とする事由)	P 4
7	保育を受けられる時間(保育の必要量)	P 5
8	保育時間	P 6
9	平成 27 年度各月入園選考締切日	P 6
10	申込みから入園まで(平成 27 年 4 月入園)	P 7~9
11	入園申込み方法(平成 27 年 5 月入園以降)	P 9
12	申込みに必要な書類	P 10~11
13	八丈町に転入予定の方	P 12
14	八丈町から転出される方	P 12~13
15	保護者の出産による入園について	P 13
16	育児休業からの復職について	P 13
17	食物アレルギーの対応について	P 14
18	入園選考基準	P 15~16
19	保育料について	P 17~18
20	八丈町立保育園一覧	P 19
21	平成 27 年度クラス年齢早見表	P 19
22	0 歳児保育	P 20
23	一時保育	P 20~21
24	こどもひろば	P 21
25	むつみ保育園	P 22
26	むつみ第二保育園	P 23
27	若草保育園	P 24
28	あおぞら保育園	P 25
29	子ども家庭支援センター	P 26
30	八丈町立保育園マップ	P 27
	入園後のご案内	P 28
31	保育園の入園決定	P 29

3 2	入園前健康診断／入園前説明会	P 29
3 3	保育園で必要となる持ち物	P 29
3 4	保育園の休園日等	P 30
3 5	慣らし保育について	P 30
3 6	異動等の届出	P 30
3 7	休園するときは	P 30
3 8	転園について	P 31
3 9	退園について	P 31
4 0	給食	P 31
4 1	保育中の事故	P 32
4 2	健康管理	P 32
4 3	保育園の年間行事予定	P 33
4 4	保育園における子どもの生活	P 34
4 5	保育園からのお知らせ	
(1)	登園・降園について	P 35
(2)	土曜保育について	P 35
(3)	健康管理	P 35
(4)	その他	P 36
4 6	保育園、子ども家庭支援センターのHP	P 36
4 7	八丈町立保育園 感染症罹患時の登園停止について	P 37
	登園許可証	P 38
4 8	八丈町立保育園ご意見箱の設置について	P 39

1 子ども・子育て支援新制度が始まります

「子ども・子育て支援新制度」とは、子ども・子育て関連 3 法に基づき、平成 27 年 4 月から実施される、子ども・子育て支援の新しい仕組みです。

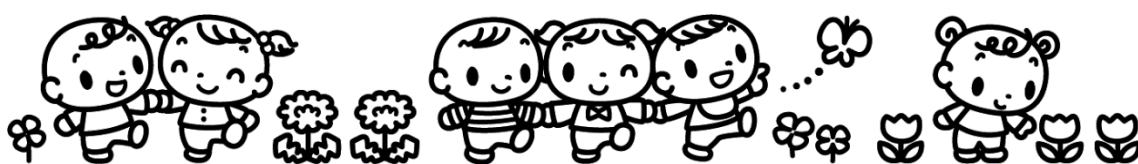
新制度では、「子育てについての第一的責任は保護者が持つ」という基本認識のもとに、幼児期の保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に進めることを目指します。

新制度のスタートにより、保育園の利用手続き等が変わります。

※検討中の事項もあるため「保育園入園のしおり」に記載されている内容や手続きが変更される場合もありますのでご了承ください。

2 保育園とは

保育園は、子どもの保護者が働いていたり、病気にかかっていたりするために日中子どもを保育できない場合、保護者に代わってその子どもを保育するところです。ご家庭での保育が可能な場合は、対象になりません。



3 保育園を利用するためには（保育の必要性の認定）

これまで、保育園を入園するためには入園の申請のみでしたが、新制度では、子どもの年齢、保育の必要性に応じた以下の3つの区分の「支給認定」を受ける必要があります。支給認定の申請（施設型給付費・地域型給付費等支給申請書）に基づき、30日以内に八丈町から支給認定証が交付されます。

ただし、平成27年4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に時間を要するため、一次締切日までに提出された支給認定申請の結果は、平成27年1月までに送付します。

①1号認定…教育標準時間認定（※）

お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合

②2号認定…満3歳以上・保育認定

お子さんが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」（P4参照）に該当し、保育園等での保育を希望される場合

③3号認定…満3歳未満・保育認定

お子さんが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」（P4参照）に該当し、保育園等での保育を希望される場合

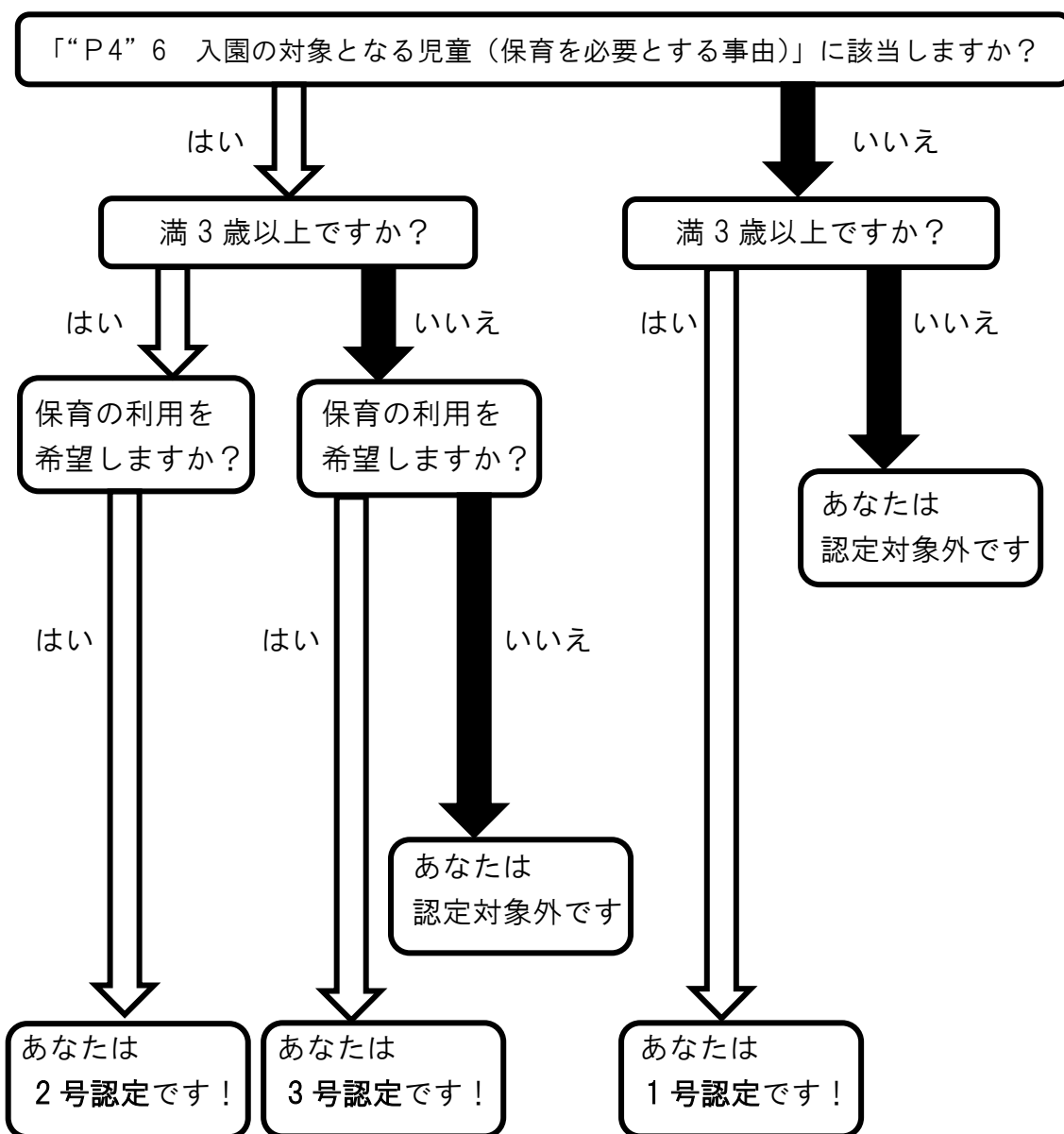
認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の未就学児（2号認定を除く）	※認定こども園、幼稚園
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育園
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育園

※八丈町において、平成27年4月時点で1号認定に該当する認定こども園および幼稚園はありませんので、認可保育所において**特別利用保育（8時間保育）**を実施します。

4 保育の必要性の認定の有効期間

保育の必要性の事由にもよりますが、2号認定については小学校就学前まで、3号認定については満3歳の誕生日までが基本となります。

5 認定のフローチャート



6 入園の対象となる児童（保育を必要とする事由）

保護者のいずれもが、次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが必要です。

(1) 月 48 時間以上の就労

※フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内労働など基本的に全ての就労

(2) 妊娠中または出産後間がないこと

※詳しくはP13「15 保護者の出産による入園について」をご確認ください。

(3) 保護者の疾病または障害

(4) 同居または長期入院等している親族の介護・看護

(5) 災害復旧に当たっている

(6) 求職活動を継続的に行っている

※入園後、1ヶ月以内に就労することが必要

(7) 学校等に在学しているまたは職業訓練を受けている

(8) 虐待やDVのおそれがあると認められる

(9) 育児休業前に既に保育園を利用しており、継続利用が必要であること※1

(10) その他、上記に類する状態にあると認められる場合

※1 育児休業中の申請

①育児休業中は、ご家庭で保育ができるため、原則利用申請できません。

②育児休業明けの利用可能日は、育児休業の終了する日の属する月の1日以降です。

（例えば、4月1日利用開始の方は、4月1日～4月30日の間に育児休業を終了し、5月1日までに復職していないと利用できなくなります。復職後、2週間以内に「復職証明書」をご提出いただきます。）

※同居の親族の方が児童を保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。



7 保育を受けられる時間（保育の必要量）

2号認定、3号認定を受けた場合には、就労の時間などによって、保育を受けられる時間（保育の必要量）が変わります。

その種類は、「保育標準時間」利用と「保育短時間」利用に分かれていて、「保育標準時間」利用は、**最大 11 時間**の保育利用、「保育短時間」利用は、**最大 8 時間**の保育利用をすることができます。

「保育標準時間」利用と「保育短時間」利用の対象者

	事由	「保育標準時間」利用 ※最大11時間の保育利用が可能	「保育短時間」利用 ※最大8時間の保育利用が可能
1	就労	月120時間以上の労働	月48時間以上120時間未満の労働
2	産前産後	全て	—
3	疾病・障害	全て	—
4	介護・看護	月120時間以上の介護等	月120時間未満の介護等
5	災害復旧	全て	—
6	求職中	—	全て
7	就業・職業訓練	月120時間以上の就学等	月120時間未満の就学等
8	虐待・DV	全て	—
9	育休特例利用	—	全て

※保育の必要量の確認のため、9月頃に入所要件確認書の提出をお願いさせていただきます。保護者の方のご理解とご協力をお願いします。



8 保育時間

(1) 1号認定

特別利用保育 8:30～16:30（最大8時間保育）

(2) 2号認定・3号認定

保育標準時間 7:30～18:30（最大11時間保育）

保育短時間 8:30～16:30（最大8時間保育）

※入園後、就労時間等に変更があり、認定事由に変更があった場合は申請をしてください。ただし、満3歳になり3号認定から2号認定になる際の申請は必要ありません。

9 平成27年度各月入園選考締切日

平成27年4月1日からの保育園入園の申込みは、平成27年3月6日（金）で終了となりますが、平成27年5月以降の入園申込みは以下のスケジュールで行います。

入園月	締切日 (必着)	入園月	締切日 (必着)	入園月	締切日 (必着)
平成27年5月	4月10日	9月	8月8日	平成28年1月	12月10日
6月	5月9日	10月	9月10日	2月	1月9日
7月	6月10日	11月	10月10日		
8月	7月10日	12月	11月10日		

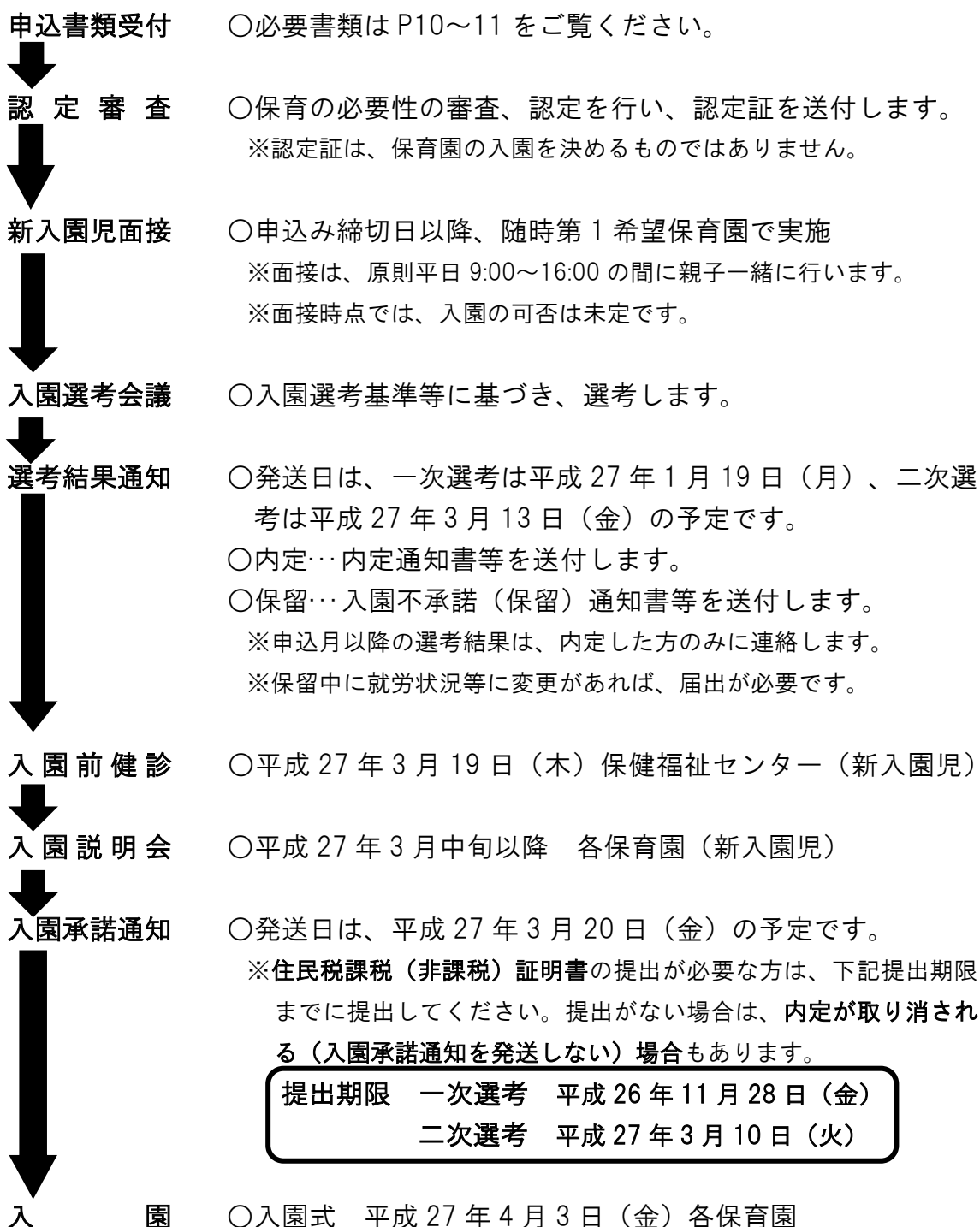
※入園は、原則入園月の1日となります。

※3月の入園はありません。



10 申込みから入園まで（平成 27 年 4 月入園）

申込書類に不足等があった場合、一次選考の提出期限は、平成 26 年 11 月 21 日（金）、二次選考の提出期限は、平成 27 年 3 月 10 日（火）です。書類が期限までに提出されなかった場合は、選考対象外となりますので、ご注意ください。申込書類の中で、住民税課税（非課税）証明書のみ提出期限が異なります。



(1) 一次選考申込み

1.受付期間	平成26年11月4日（月）～11月14日（金）
2.受付時間	9時から17時
3.受付場所	在園児：通園中の保育園 新規申込児童：福祉健康課厚生係（町役場1階7番カウンター）
4.申込方法	P10～11を確認のうえ、受付期間内に必要書類を持参してください。 ※住民税課税（非課税）証明書は、提出期限が異なります。（P11参照）
5.注意事項	平成26年11月4日（月）以前の受付はできません。

(2) 一次選考結果通知

1.一次選考結果発送日	平成27年1月19日（月）
2.通知方法	一次選考にお申込みいただいたすべての方に「内定通知書」または「入所不承諾（保留）通知書」を発送します。
3.注意事項	入園を辞退する場合には、福祉健康課厚生係までご連絡ください。

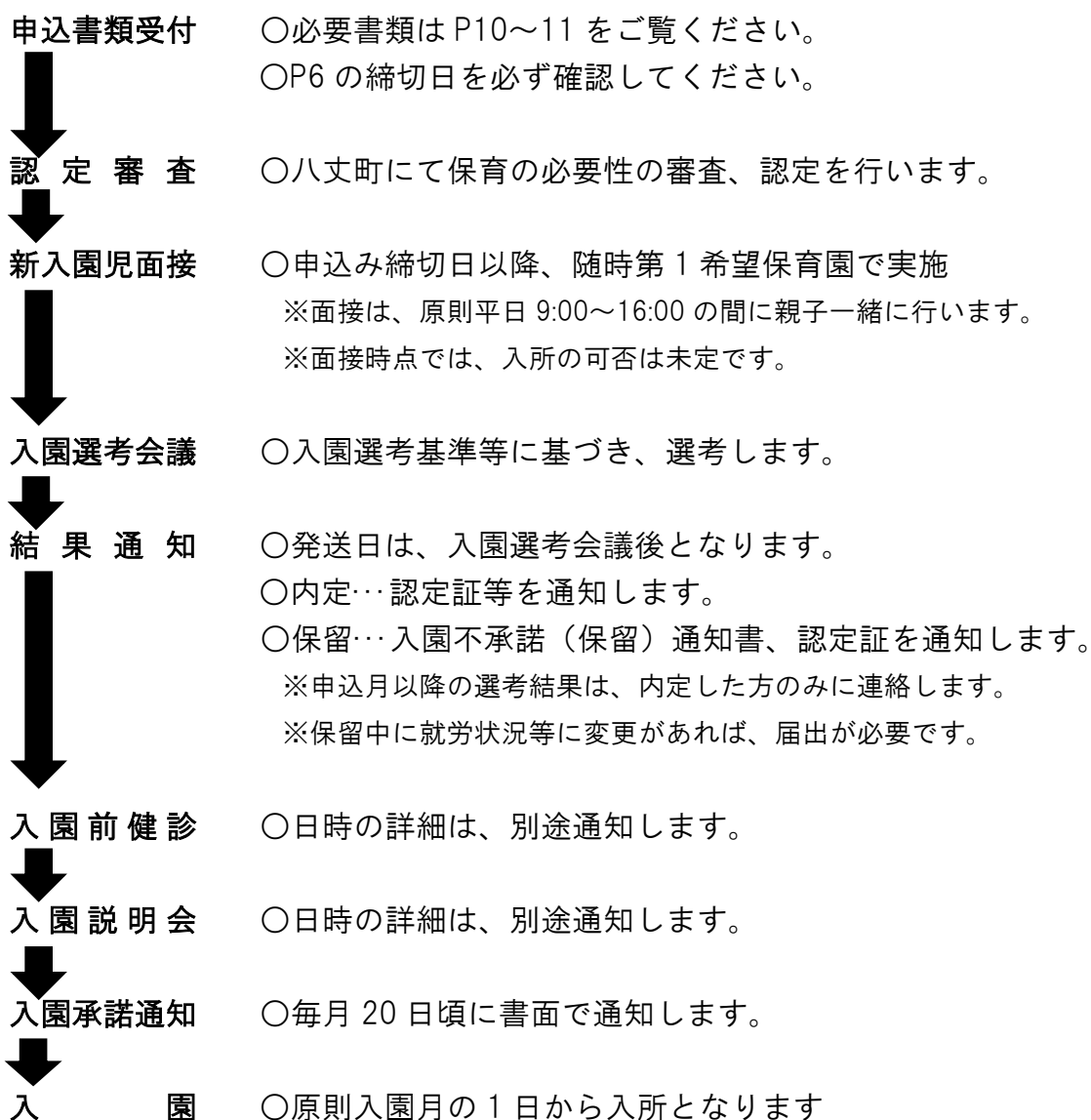
(3) 二次選考申込み

1.受付期間	平成26年11月17日（月）～平成27年3月6日（金）まで
2.受付時間	9時から17時
3.受付場所	福祉健康課厚生係（町役場1階7番カウンター）
4.申込方法	P10～11を確認のうえ、受付期間内に必要書類を持参してください。 ※住民税課税（非課税）証明書は、提出期限が異なります。（P11参照）
5.注意事項	二次選考受付締切日後に受理した申込書は、5月以降の入園選考の対象となります。 やむを得ない理由で申込期限に間に合わない場合は、ご連絡ください。

(4) 二次選考結果通知方法

1.二次選考結果発送日	平成27年3月13日（金）
2.通知方法	二次選考にお申込みいただいたすべての方に「内定通知書」または「入所不承諾（保留）通知書」を発送します。
3.注意事項	入園を辞退する場合には、福祉健康課厚生係までご連絡ください。

11 入園申込方法（平成27年5月入園以降）



12 申込みに必要な書類

【申込み時】（念のため印鑑をご持参ください。）

	必要書類	備考
1	施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書	漏れなく、記載をしてください。 ※児童1人につき1枚
2	保育園入園申込書	漏れなく、記載をしてください。
3	保育園入園申込確認書	
4	保育できないことを証明する書類	詳細は、P11で確認してください。
5	家庭調査書	漏れなく、記載をしてください。
6	課税（非課税）証明書	保護者のものがが必要です。 詳細は、P11で確認してください。

【内定決定通知後】

	必要書類	備考
1	預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（金融機関に提出）	保育料引き落としのための口座を設定していただくものです。
2	変更届、変更を証明する書類	申込み時と変更のあった方

※様式は、八丈町ホームページからもダウンロードすることができます。

※提出書類は、原則お返しできません。必要な方は写しを取ってからご提出ください。

※上記のほか、別途提出が必要な書類がある場合もありますので、詳しくはお問合せください。

(1) 保育できないことを証明する書類

保育を必要とする事由		提出書類
1	会社に勤務（内定）している方	「就労（内定）証明書」
	自営業・農業従事者の方	「就労申立書」
2	産前産後	「母子健康手帳の写し」
3	保護者の疾病	「診断書の写し」など
4	介護・看護	介護を受ける方の「診断書の写し」 「介護計画書」「要介護認定が分かる書類」など
5	障害	「障害者手帳の写し」
6	求職	「就労予定申立書」 ※入園後、1ヶ月以内に就労する必要があります。
7	就業、職業訓練	「学生証の写し」「在学証明書」または 「職業訓練を受講していることが分かる書類」
8	虐待、DV	「児童相談書等の意見書」

※2、3、4、5、7の事由については、提出書類のほかに「保育を必要とする事由申立書」を提出してください。

(2) 住民税課税（非課税）証明書

保護者全員の住民税課税（非課税）証明書の提出が必要になります。

いずれの申込みも基準日時点で八丈町に住民登録のある方で公募での確認を了承されている方は提出の必要はありません。

【4月～8月入園の方】（保育料算定基準日：平成26年1月1日）

平成26年度分及び平成27年度分住民税課税（非課税）証明書

平成27年度分については、7月末までに提出してください。

【9月以降の入園の方】（保育料算定基準日：平成27年1月1日）

平成27年度分住民税課税（非課税）証明書

※住民税の特別徴収額税決定通知書は住民税の総額にならない場合があるため、必ず住民税課税（非課税）証明書の提出が必要です。

※一般的に住民税は、平成26年度分は平成26年1月1日、平成27年度分は平成27年1月1日時点で住民登録していた自治体で課税されていますので、その自治体から取り寄せてください。

入園月	提出先	提出期限
平成27年4月入園 一次選考分	福祉健康課 厚生係	平成26年11月28日（金）
平成27年4月入園 二次選考分		平成27年3月10日（火）
平成27年5月入園以降		申込書類と一緒に提出してください。

13 八丈町に転入予定の方

上記の手続きは、相手先の区市町村で手続きを行っている場合、住所のある区市町村から入園を申込みすることができます。また、八丈町福祉健康課厚生係に直接申込みすることもできます。

ただし、いずれの場合も、入園希望月の前月末までに八丈町での住民登録と下記1～2の手続きを全て済ませていることが条件となります。（できない場合は、入園が取消しになります。）

町役場で転入手続きがお済みになりましたら、そのまま福祉健康課厚生係（町役場1階7番カウンター）にもお立ち寄りください。以下の手続きを行います。

- 1.八丈町の保育園入園申込書等への書き換え
（住所のある区市町村から申込みをした場合）
- 2.お子さんの面接

※転入に関する誓約書と住所が確認できる賃貸借契約書の写し等が必要となります。実家等に戻る等の理由で写しの提出ができない場合、契約書の写しは不要となりますが、転入に関しての誓約書の提出は必ず必要となりますので、同居予定者を全て記入のうえ、ご提出ください。

14 八丈町から転出予定の方

必ず転出予定先の区市町村の保育園担当課に手続き方法を直接ご確認ください。

- (1)幼稚園のうち、新制度の仕組みに移らない園の利用を希望する場合

八丈町への利用申込み手続きは必要ありません。直接幼稚園へ申込みをしてください。

- (2)「1号認定」として利用を希望する場合

⇒申込みできる施設：幼稚園、認定子ども園

八丈町への利用申込み手続きは必要ありません。直接幼稚園へ申込みをしてください。入園内定後、八丈町から支給認定証を送付します。

- (3)「2号・3号認定」として利用を希望する場合

⇒申込みできる施設：保育園、認定子ども園、地域型保育

事前にご自身で利用希望施設のある区市町村に申請の可否、受付締切日、必要書類などを確認のうえ、福祉健康課厚生係で手続きをしてください。

なお、八丈町を通しての手続きとなりますので、申込締切日から少なくとも1週間から10日ほどの余裕を持ってお申込ください。

入園選考は、希望施設または希望施設のある区市町村が行い、選考等の結果は八丈町から手続きをされた方に通知します。

また、申込みには八丈町の申込様式を使用しますが、自治体によっては、追加で書類が必要となる場合があります。

15 保護者の出産による入園について

出産予定の前月または出産予定月から5ヶ月間の承諾となります。


詳しくは、福祉健康課厚生係にお問合せください。

※出産による保育期間の例


下記のとおり、出産予定日により開始日を選択することができます。

【出産予定日が5月7日の場合】

①4月1日入園、8月31日退園

4月1日	出産日 5月7日			8月31日	
					

②5月1日入園、9月30日退園

	5月1日 出産日 5月7日				9月30日
					

16 育児休業からの復職について

育児休業を取得されている方は、「育児休業給付金受給資格決定通知書」または「育児休業給付金受給決定通知書」の写しを添えてお申込みください。

また入園後、**当月申込締切日まで**に就労証明書を保育園に提出してください。

17 食物アレルギーの対応について（あおぞら保育園のみ対応）

食物アレルギーを持つお子さんへ配慮、管理が必要なため、あおぞら保育園では下記の要領で代替食、または除去食を提供します。保護者の方のご理解とご協力をよろしく申し上げます。

ただし、各保育園で対応可能な場合もあります。

①保護者の入園申込書からアレルギーの有無を確認。



②新入園児面接で申込保育園の園長等と面談。

⇒アレルギーについて聞き取りをし、実施計画書を作成していただきます。



③内定後、園医による生活管理指導表作成についての確認（承諾・不承諾）をし、家庭における食物摂取状況を記入していただきます。



④生活管理指導表に基づき、保護者と確認をし、実施計画書を完成させる。

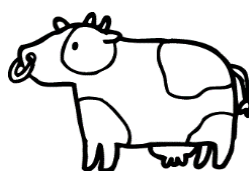


⑤緊急時個別対応票を保護者同意のもと作成します。



⑥保護者、園長、担任、栄養士、調理員による献立確認をします。

確認後、個別に対応した代替食または除去食を調理し、保育園で提供します。



18 入園選考基準

【基本指数（保育を必要とする事由）】

分類		父母の状況	父	母
1	就労	月150時間以上の就労を常態	10	10
		月120時間以上150時間未満の就労	8	8
		月100時間以上120時間未満の就労	7	7
		月80時間以上100時間未満の就労	6	6
		月60時間以上80時間未満の就労	5	5
		月48時間以上の60時間未満の就労	4	4
2	産前産後	出産予定月を含む前後5ヶ月の期間で、出産の準備または休養を要する。	—	10
3	疾病	入院（概ね1カ月以上）	10	10
		重篤で1日の大部分をベッドの上で過ごす必要がある者（医師の証明）	10	10
		病状、服薬等の影響で仕事を中断し、療養が必要な者（医師の証明）	7	7
		上記以外の者	3	3
4	障害	身体障害者手帳1・2級所持者	10	10
		愛の手帳1～3度所持者、精神障害者保健福祉手帳1.2級所持者	10	10
		愛の手帳4度所持者、精神障害者保健福祉手帳3級所持者	8	8
		身体障害者手帳3級所持者	6	6
		身体障害者手帳4～6級所持者	4	4
5	看護 介護	入院している同居親族に付き添う者（概ね1カ月以上の入院）	※1	※1
		常時寝たきり状態の同居親族の看護・介護にあたる者	10	10
		常時観察及び介護を要する同居親族の介護にあたる者（要介護5・4・3）	10	10
		上記以外の同居親族の看護・介護にあたる者	4	4
6	災害等	火災、水害等で家屋が失われ、復旧にあたる者	10	10
7	求職中	求職活動をしている者	1	1
8	就学等	学校等に在学している者、職業訓練を受けている者	※1	※1
		通信教育を受けている者	3	3
9	虐待等	児童の虐待、DVを受けている（恐れがある）場合	20	
10	その他	父母の死亡、離別、未婚、単身赴任、行方不明、拘禁等の場合	10	10
		上記に該当するものではないが、町で保育が必要であると認める場合	※2	※2

※1 父母の状況、指数は、「就労」に準じます。（該当がない場合は2点。）

※2 状況により判断します。

【調整指数（優先事由）】

要件	状況	指数
加算	ひとり親家庭の場合（八丈町に祖父母等の協力者がいない場合）	7
	ひとり親家庭の場合（上記以外の場合）	3
	生活保護世帯で、就労することが必要である場合	1
	虐待やDVなどにより、社会的養護が必要な場合	10
	子どもが障害を有していて、優先的に集団の保育を受けることが必要な場合	3
	産休、育休満了後と同時に利用を希望している場合	2
	きょうだい保育園を利用している場合	1
	きょうだいと同時に入園を申し込んだ場合	1
	多胎児である場合	1
減算	同居の祖父母(65才未満)が就労していない等、家庭で保育可能な場合	-3
	保護者の勤務先が自営業で雇主が親族等の場合	-1
	保護者のいずれかが、自営業の協力者となっている場合	-1
	納付誓約を守らず在園児（または卒園児）の保育料に未納が3カ月以上ある場合	-8
	納付相談等に応じず、在園児（または卒園児）の保育料に未納が3カ月以上ある場合	-10

【優先度合判断基準】

1	「基本指数」の点数が大きい方を優先する。
2	入園希望月が早い方を優先する。
3	就学前児童が多い世帯を優先する。
4	すでに勤務している場合と、就労内定では前者を優先する。
5	外勤（自営業以外）と自営業との場合では、前者を優先する。
6	祖父母の居住地について、より遠隔地に居住している方を優先する。

【選考過程】

1	「基本指数」と「調整指数」の合計点数が高い方から順に選考する。
2	「選考過程1」で決まらない場合には、優先度合判断基準により選考する。

19 保育料について

現在、国から示された保育料のイメージを基に、現行の保育料から大きく変更することがないよう、八丈町で検討しているところです。また現在の保育料は、保護者等の所得税により算出していますが、平成27年度からの1号～3号認定の保育料は、保護者等の住民税により算出することとなります。

「2号認定」（満3歳以上保育）のイメージ（※）

階層区分		利用者負担	
		保育標準時間利用	保育短時間利用
①	生活保護世帯	0円	0円
②	市町村民税非課税世帯	6,000円	6,000円
③	市町村民税所得割課税額 48,600円未満の世帯	16,500円	16,300円
④	市町村民税所得割課税額 97,000円未満の世帯	27,000円	26,600円
⑤	市町村民税所得割課税額 169,000円未満の世帯	41,500円	40,900円
⑥	市町村民税所得割課税額 301,000円未満の世帯	58,000円	57,100円
⑦	市町村民税所得割課税額 397,000円未満の世帯	77,000円	75,800円
⑧	市町村民税所得割課税額 397,000円以上の世帯	101,000円	99,400円

※1号認定は、認可保育所において特別利用保育（8時間保育）を実施するため、上記の「保育短時間利用」を適用する予定です。

「3号認定」（満3歳未満保育）のイメージ

階層区分		利用者負担	
		保育標準時間利用	保育短時間利用
①	生活保護世帯	0円	0円
②	市町村民税非課税世帯	9,000円	9,000円
③	市町村民税所得割課税額 48,600円未満の世帯	19,500円	19,300円
④	市町村民税所得割課税額 97,000円未満の世帯	30,000円	29,600円
⑤	市町村民税所得割課税額 169,000円未満の世帯	44,500円	43,900円
⑥	市町村民税所得割課税額 301,000円未満の世帯	61,000円	60,100円
⑦	市町村民税所得割課税額 397,000円未満の世帯	80,000円	78,800円
⑧	市町村民税所得割課税額 397,000円以上の世帯	104,000円	102,400円

(1) 保育料等の金額

毎月の保育料等は、各世帯の前年の所得税額等により八丈町が決定していましたが、子ども・子育て支援新制度の開始により各世帯の前年度、当該年度の住民税額により決定します。

修正申告等を提出された場合は、必ずご連絡ください。

なお、父母の税額が不明な未申告世帯の場合、算出根拠となる課税資料がないため、児童の年齢の最高額の保育料を納めていただく場合がありますのでご注意ください。(収入がない方であっても、原則住民税の申告は必要です。)

また新制度では、毎年9月が保育料の切り替え時期となります。

4月～8月分保育料…前年度の市町村民税額に基づく保育料

9月～3月分保育料…当年度の市町村民税額に基づく保育料

(2) 支払方法

保育料は原則、口座振替でお支払いいただきます。各自金融機関にて手続きを行ってください。ただし、入園後しばらくは口座の登録が間に合わない場合もありますので、納付書でのお支払いになる場合があります。

(3) きょうだい児減免制度

同一世帯のきょうだい児が同時期に入園している場合に保育料を軽減する制度がありますので、詳細はお問合せください。

(4) その他

①月途中で、入園または退園された場合でも保育料は月単位となります。

②世帯の負担能力に著しい変動が生じ、保育料の支払が困難となるなど、一定の条件を満たす場合には、費用負担の軽減を図る制度があります。(育児休業や自己退職、転職などは軽減の対象にはなりません。)

③指定の納期限までに保育料の納付のない場合、督促状や催告書の送付のほか、地方税の滞納処分(給与・預貯金・不動産の差押え等)を実施することがあります。また児童手当を保育料に充当することができますので、ご相談ください。

20 八丈町立保育園一覽

保育園	所在地	電話
む つ み 保 育 園	八丈町三根1763番地	04996-2-0729
む つ み 第 二 保 育 園	八丈町三根505番地1	04996-2-2421
若 草 保 育 園	八丈町大賀郷71番地	04996-2-0724
あ お ぞ ら 保 育 園	八丈町中之郷2612番地1	04996-7-0083

21 平成27年度クラス年齢早見表

(平成27年4月1日現在)

クラス	該当生年月日 (西暦)	実施保育園	卒園年月日
5歳児 (さくら組)	平成21年4月2日～平成22年4月1日生 (2009年) (2010年)	全保育園	平成28年3月31日
4歳児 (すみれ組)	平成22年4月2日～平成23年4月1日生 (2010年) (2011年)	全保育園	平成29年3月31日
3歳児 (ちゅうりっぷ組)	平成23年4月2日～平成24年4月1日生 (2011年) (2012年)	全保育園	平成30年3月31日
2歳児 (ことり組)	平成24年4月2日～平成25年4月1日生 (2012年) (2013年)	全保育園	平成31年3月31日
1歳児 (ひよこ組)	平成25年4月2日～平成26年4月1日生 (2013年) (2014年)	全保育園	平成32年3月31日
0歳児 (つくし組)	※平成27年4月1日現在、 6ヶ月を迎えた乳児	あおぞら保育園	平成33年3月31日

※平成27年9月30日までに6ヶ月を迎えた乳児は、定員に空きがある場合に限り、受入れます。

22 0歳児保育

(1) 実施保育園

八丈町立あおぞら保育園

所在地:八丈町中之郷 2612 番地 1 電話:04996-7-0083

募集人数:3 人



(2) 給食

- ①離乳食…事前に園長、担任、栄養士、調理員がお話を伺います。
- ②哺乳瓶…飲み口が個々で異なりますので、ご家庭でご用意ください。
- ③母乳…冷凍保存し、1回分ずつ小分けしたものをご持参ください。
- ④粉ミルク…保育園で用意しますが、種類によっては保育園にないものがあります。保育園にないものをご希望される場合は、ご家庭でご用意ください。

※保育園で用意できる粉ミルク

⇒明治ほほえみ／明治ステップ

23 一時保育

育児をしている方が、冠婚葬祭や病院への通院等、何らかの事情でお子さんを一時的に預けなければならない場合にお預かりします。

(1) 実施保育園

八丈町立あおぞら保育園

所在地:八丈町中之郷 2612 番地 1 電話:04996-7-0083

(2) 対象児童

八丈町に住所を有する満1歳から就学前の児童

(3) 利用時間・日数

- ①利用時間は、月曜日から金曜日までの9時～17時までの間に希望する時間です。
- ②土曜、日曜、祝祭日、年末年始はご利用できません。
- ③保育時間は、児童1名につき1日4時間、1週間に3回までご利用できます。(※同時刻3名までのお預かりとなります。)

(4) 保育料

児童 1 名につき 1 時間 350 円です。

(5) 昼食・おやつ

預ける時間帯により昼食とおやつをはさむ場合は、ご家庭でご用意ください。

(6) 申込み手続き

一時保育の予約は、原則として 1 ヶ月前から利用予定日の 2 日前までの間におおぞら保育園へ申込みをしてください。

なお、電話での予約は行っていませんので、事前にご連絡のうえ、ご来園ください。

24 こどもひろば

園庭および保育室の一室を開放して、親子と地域の方々とのふれあいの場、交流の場を提供します。

(1) 実施保育園

八丈町立おおぞら保育園

所在地:八丈町中之郷 2612 番地 1 電話:04996-7-0083

(2) 対象児童

0 歳から就学前のお子さまがいる親子が対象です。

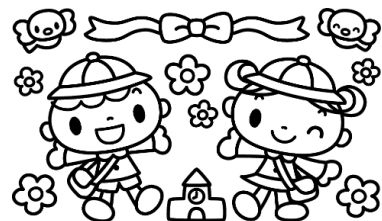
(3) 実施日

毎週火曜日と木曜日の 2 日間実施します。

(4) 利用時間

9 時～10 時 50 分、15 時～16 時です。

(園児の午睡の間は利用できません。)



(5) その他

①登録制となります。事前におおぞら保育園に申込みをしてください。なお、一時保育に登録されている児童は登録不要です。

②保育園の行事等の都合により、ご利用をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

25 むつみ保育園

所在地：東京都八丈島八丈町三根 1763 番地

電話・FAX：04996-2-0729

開園日：昭和28年6月1日

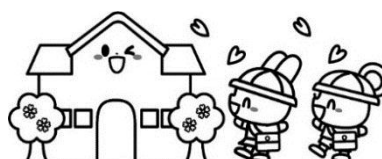
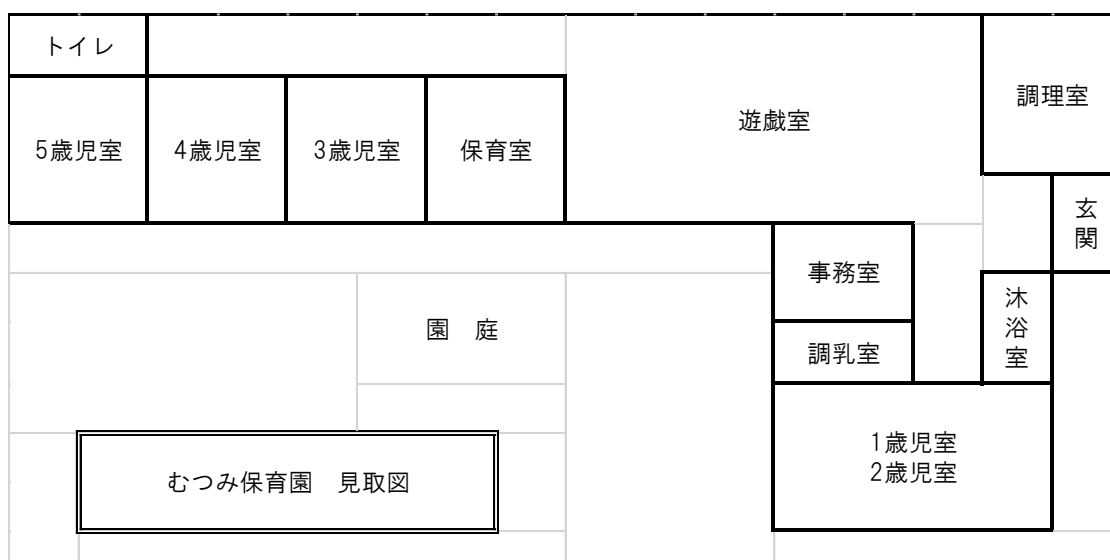
募集人数

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
—	6人	6人	20人	30人	30人	92人

園庭開放

開放日	開放時間	対象者
月曜日～金曜日	9:00～10:50	保護者同伴の未入园児
	15:00～16:00	保護者同伴の未入园児 小学生

※園庭開放の実施内容は変更することもありますのでご了承ください。



26 むつみ第二保育園

所在地：東京都八丈島八丈町三根 505 番地 1

電話・FAX：04996-2-2421

開園日：昭和 48 年 7 月 1 日

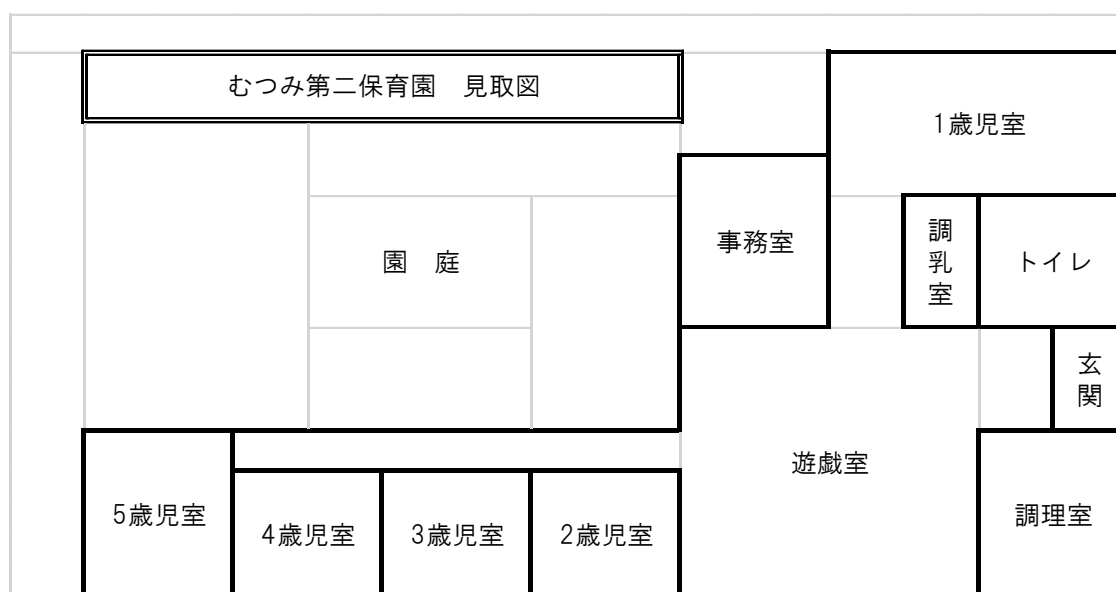
募集人数

0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
—	6 人	6 人	20 人	30 人	30 人	92 人

園庭開放

開放日	開放時間	対象者
月曜日～金曜日	8:30～10:50	保護者同伴の未入園児
	15:00～16:00	保護者同伴の未入園児 小学生

※園庭開放の実施内容は変更することもありますのでご了承ください。



27 若草保育園

所在地：東京都八丈島八丈町大賀郷 71 番地

電話・FAX：04996-2-0724

開園日：昭和 28 年 6 月 1 日

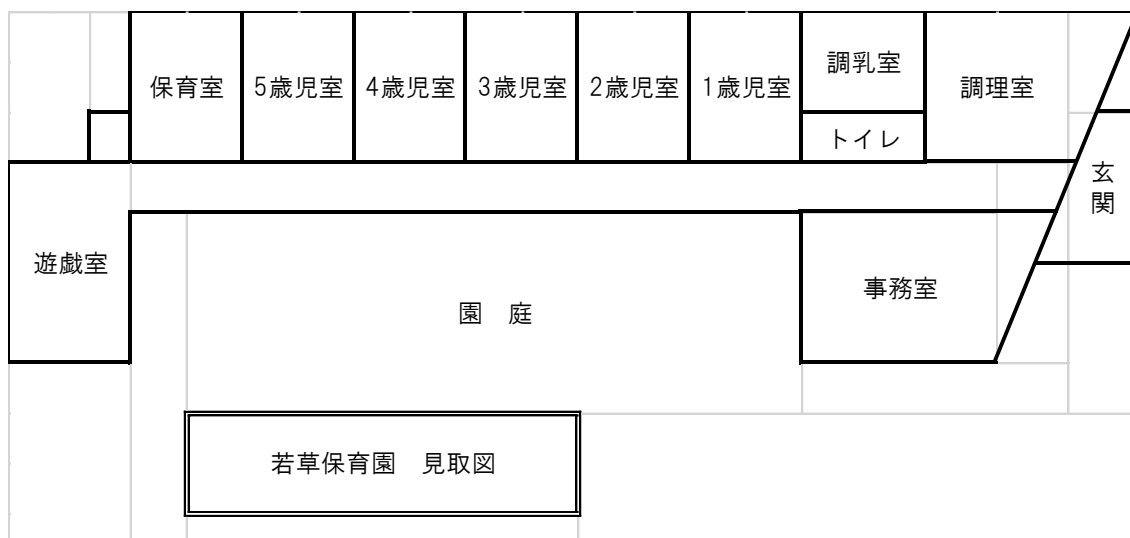
募集人数

0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
—	6 人	6 人	20 人	30 人	30 人	92 人

園庭開放

開放日	開放時間	対象者
月曜日～金曜日	9:30～10:50	保護者同伴の未入园児

※園庭開放の実施内容は変更することもありますのでご了承ください。



28 あおぞら保育園

所在地：東京都八丈島八丈町中之郷 2612 番地 1

電話・FAX：04996-7-0083

開園日：平成 23 年 4 月 1 日

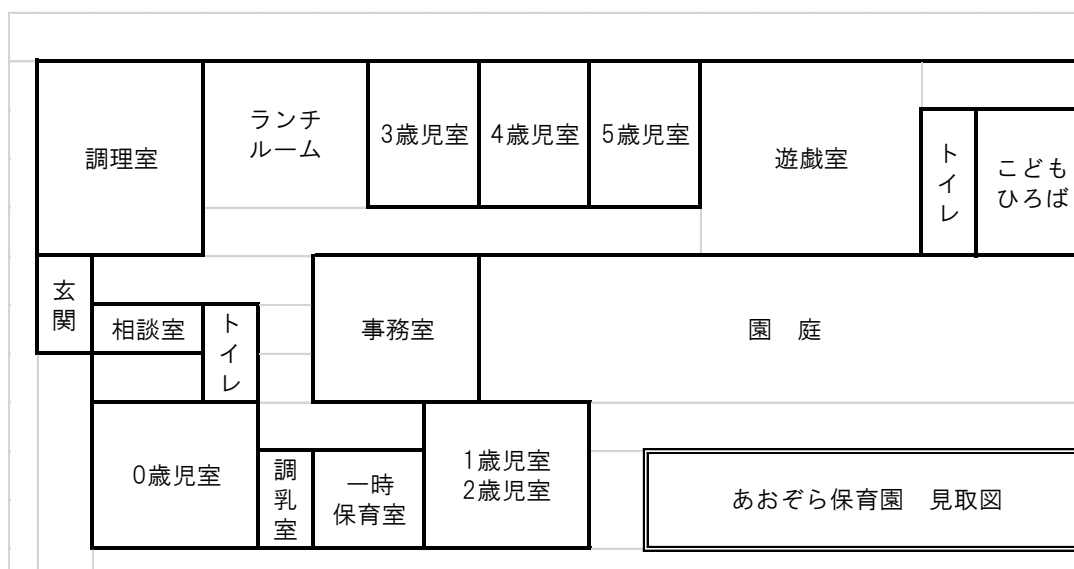
募集人数

0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
3 人	6 人	6 人	20 人	30 人	30 人	95 人

園庭開放

開放日	開放時間	対象者
月曜日～金曜日	9:00～10:50	保護者同伴の未入園児
	15:00～16:00	保護者同伴の未入園児 小学生

※園庭開放の実施内容は変更することもありますのでご了承ください。



29 八丈町子ども家庭支援センター

所在地：東京都八丈島八丈町大賀郷 2551 番地 2

電話：04996-2-4300

開館時間：8 時 45 分～17 時

【育児相談/児童相談】

子育て中のご家族やお子さん自身からの様々な相談に応じます。相談内容については、秘密を守ります。

【交流ひろば】

0 歳から就学前のお子さんとその親とのふれあいの場、交流の場として屋内ひろばを開放しています。また週 1 回、親子が楽しく参加できる催しを開催しています。

【一時預かり】

育児をしている方が、何らかの事情で（冠婚葬祭や病院への通院等）お子さんを一時的に預けなければならない場合に満 1 歳以上から就学前のお子さんを対象に一時預かりを行います。預ける場合には、事前登録が必要となり、1 日 4 時間、週 2 回を限度とし、料金は 1 時間 350 円です。原則 1 ヶ月前から利用する 2 日前までに子ども家庭支援センターに直接申し込んでください。同日同時刻に 3 人までお受けすることができます。保護者の方の急病や緊急の理由により、家庭での保育が困難になった場合には、ご相談ください。なお、電話での予約は行っていませんので、事前にご連絡のうえ、お越しくください。

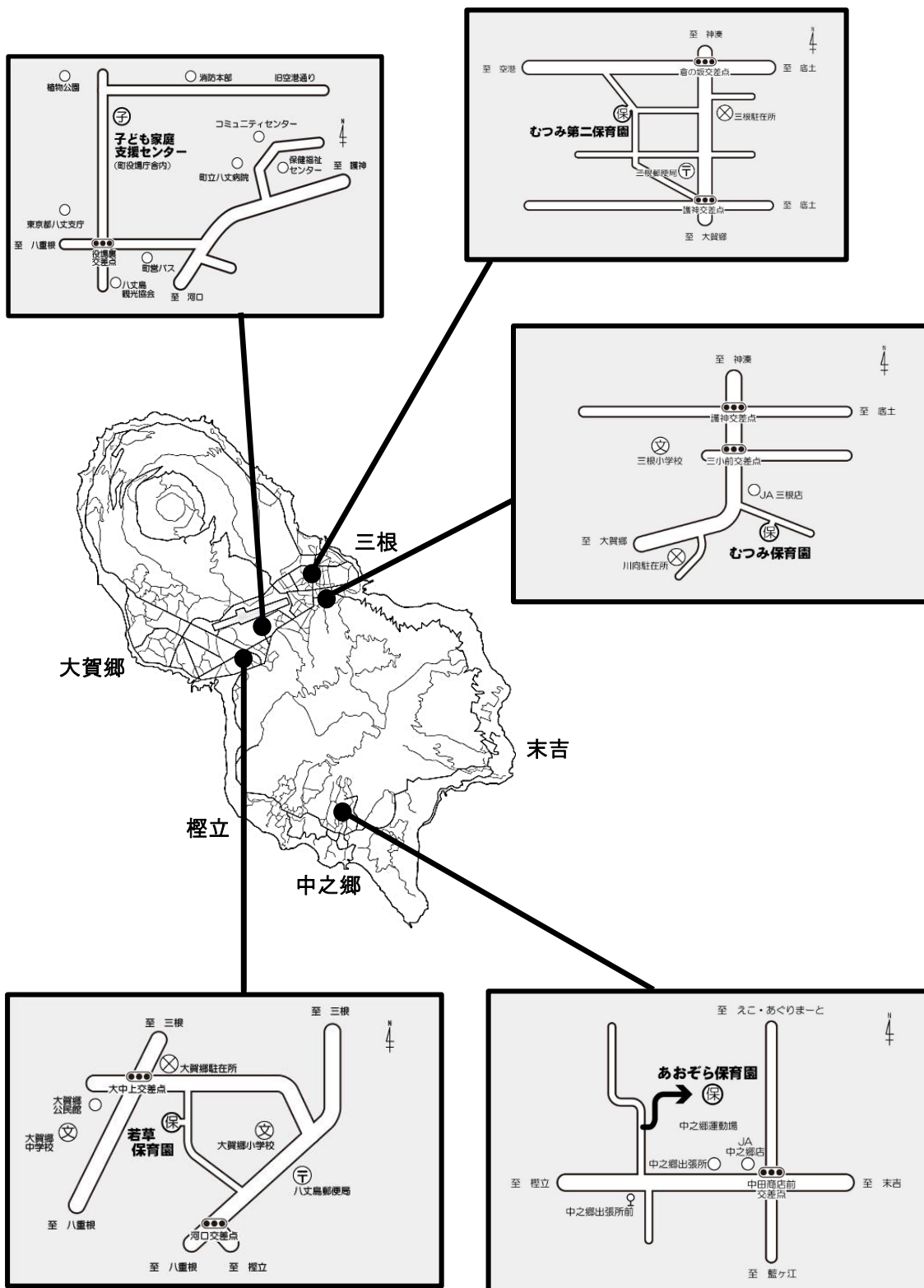
【ファミリーサポートセンター】

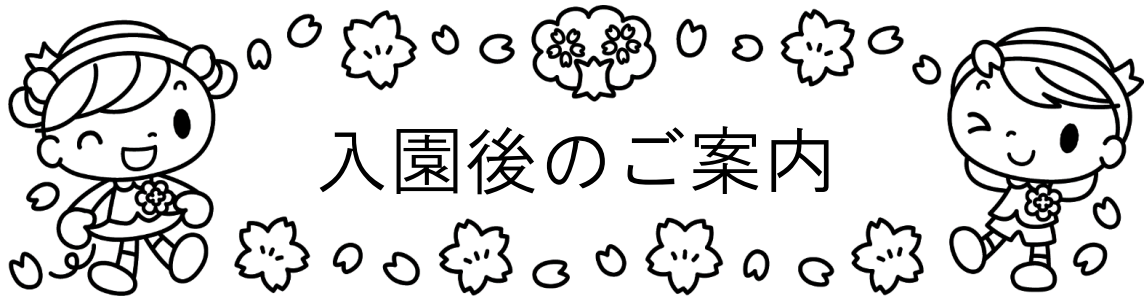
育児の援助をしてもらいたい方とサービスを提供できる方との橋渡しを行っています。利用する場合には、事前登録が必要です。詳しくは、子ども家庭支援センターにお問合せください。

【養育支援訪問事業】

養育支援が特に必要な家庭に適切な養育を進める目的で指導や助言、支援等を行う事業です。

30 八丈町立保育園マップ





31 保育園の入園決定

入園選考会議を行い、入園選考基準に基づき、入園内定となります。内定通知を送付後、入園前健康診断、入園前説明会を行った後、保育所入所承諾通知書および保育料納入通知書をご自宅に郵送します。

登園初日は、「入所承諾通知書」を持参し、園長に提示してください。

提示後は、ご自宅で大切に保管してください。



32 入園前健康診断／入園前説明会

入園前に八丈町保健福祉センターで保育園医による健康診断、各保育園で園長よりオリエンテーション（入園前説明会）を行います。



33 保育園で必要となる持ち物

★持ち物および衣服には、必ず園児の名前を付けてください★

★持ち物および衣服の詳細については、各保育園にお問合せください★

①通園かばん（たて 23cm×よこ 18cm×厚さ 2cm のファイルが入るもの）

⇒かばんの中身が落ちないようにになっているもの

②おしぼり用タオル

③お手拭用タオル

④歯ブラシ・コップ（入れる袋もご用意ください。）

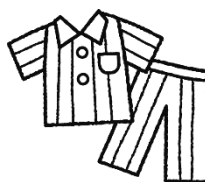
⑤着替え

⑥掛け布団、敷布団（子ども用）

⇒両方ともカバーを付けてください。夏はタオルケット等をご用意ください。

⑦パジャマ（入れる袋もご用意ください。）

⑧防災ずきん（既製品でも手作りでも構いません。）



34 保育園の休園日等

- ①日曜日
- ②国民の祝日
- ③12月28日～1月3日まで
- ④その他必要と認めた日

※上記以外に、保護者が休業日で家庭での保育ができる場合には、家庭での保育となります。

35 慣らし保育について

初めて保育園に登園した日から3～5日間程度「慣らし保育（午前保育）」を実施します。年齢に応じて期間は異なりますが、登園してから午前の保育を受け、給食を食べた後で降園する保育です。

少しずつ保育園の生活に慣れることが目的ですので、保護者の方並びに勤務先等のご理解とご協力が必要です。なお、**新入園児については、入園式の翌日から慣らし保育を実施します。**保護者の方の就労等、やむを得ない事情により4月1日からの通園および慣らし保育をご希望の方は、事前に保育園にご相談ください。

36 異動等の届出

住所、電話番号や勤務先を退職、変更または世帯構成の異動（婚姻、離婚、別居等）、出産等、入園申込み時の家庭状況に変更が生じたときは、その都度速やかに保育園もしくは、福祉健康課厚生係に申し出るとともに、変更届や新しい就労証明書等の必要な書類を提出してください。

届出がない場合には、認定を取り消す場合もあります。

37 休園するときは

入園児童が疾病等により、一時的に通園できなくなった場合は2ヶ月を限度として休園することができます。「保育の実施停止申請書」に医師の診断書を添付して、福祉健康課厚生係または各保育園にご提出ください。

38 転園について

入園申込み後、やむを得ない事情により転園を希望する場合は、転園申請を行ってください。ただし、同条件で新規入園希望の方と転園希望の申込みがあった場合は、新規入園希望の方が優先されます。転園が決定した場合、転園を辞退して現在の保育園に残ることはできません。転園の申込み後に転園の意思がなくなった場合は、速やかに各月申込み締切日までに申込みを取り下げてください。

39 退園について

退園（保育の実施解除）する際は、保育園に申し出るとともに福祉健康課厚生係で退園手続きを行ってください。なお、月の途中で退園しても保育料は1ヶ月分の金額となりますのでご了承ください。また、保護者の方が家庭での保育ができない状態ではなくなったときや入園申込書の内容に相違があった場合は、退園になる場合もあります。転出をする方は、必ず転出予定月日の前月申込み締切日（P6参照）までに届出を行ってください。

40 給食

保育園では、個人委託による栄養士を1名配置し、全保育園の栄養管理を担っています。また、児童の健全な発育に必要な栄養量を考慮した献立による昼食とおやつを提供しています。

なお、1日における目標栄養摂取量（目安）は下記のとおりです。

年齢	熱量 Kcal	蛋白質 g	カルシウム g	鉄 mg	ビタミンA mgRE	ビタミンB mg	ビタミンC mg
0～2歳児	543	17	250	4	150	0.25	20
3～5歳児	600	18	250	4	150	0.36	20



41 保育中の事故

全園児は、「日本スポーツ振興センター」の保険に加入しています。掛け金は、八丈町が負担します。園児の事故対策には職員一同細心の注意を払っていますが、万が一ケガをされた場合は、給付を受けることができます。

なお、保育園で起きた事故により受診する場合は、**必ず保育園で起きた事故である旨を医療機関に伝えてください。**



(1) 対象となる場合

- ① 保育園の保育中や保育園の管理下の園外行事中に起きた事故
- ② 通常の経路および方法で登園・降園の際に起きた事故

※送迎時は、自転車のヘルメットやチャイルドシートを必ずお子様に装着するよう心がけてください。

(2) 給付額

日本スポーツ振興センターで定められた金額。

(3) 給付額の支払い

日本スポーツ振興センターの通知に基づき、八丈町からお支払いします。

42 健康管理



町立保育園では、健康管理のため下記の項目を行っています。

- ① 定期健康診断（年2回）
- ② ぎょう虫検査
- ③ 歯科検診
- ④ 身体測定（毎月）
- ⑤ 入園前健康診断
- ⑥ 健康カード

※子どもに多い感染症等については、P38 をご参照の上、保育園での集団発生を防ぐため、早期発見・早期治療を心がけてください。

《連絡ノート》

町立保育園では、上記のほかに連絡ノートを作成します。













入園時に児童一人ひとりに配布し、園医に受診した記録を残していきます。

病院で受診される際は、連絡ノートを持参してください。

登園停止に係らない症状である場合でも、児童の健康状態を把握するために保育士が連絡ノートを見て受診した記録を確認します。

また、記録内容により児童の登園を見合すことをお願いする場合がありますので、保護者の方のご理解とご協力をお願いします。

43 保育園の年間行事予定

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
年間行事予定	入園式・進級式 親子遠足 懇談会 	ぎょう虫卵検査 歯科検診 子どもまつり 	健康診断 	七夕まつり お楽しみ会 (年長児) 	夏まつり 学校プール 海水浴 	お月見 
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
年間行事予定	運動会 遠足 	さつまいぶ掘り レストランごっこ 懇談会 	発表会 健康診断 クリスマス会 餅つき 	お正月あそび 年長児の懇談会 郵便屋さんごっこ 	豆まき ラグハンド大会 (年長児) 富士登山 (年長児) 	ひなまつり お別れ遠足 お別れ会 入園前健康診断 (新入園児) 卒園式 

※毎月、誕生会・避難訓練・身体測定を行います。

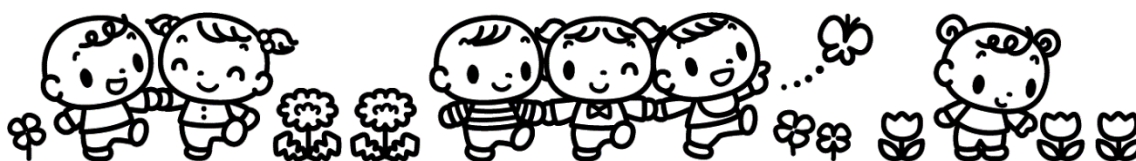
44 保育園における子どもの生活

時 間	0歳児・1歳児・2歳児	時 間	3歳児～5歳児
7:30	開園 保育標準時間開始	7:30	開園 保育標準時間開始
8:30	保育短時間開始	8:30	保育短時間開始
9:00	自由あそび 活動始まり おやつ・歯磨き カリキュラムによる活動 片付け	9:00	自由あそび 活動始まり カリキュラムによる活動 片付け
11:00	給食準備 給食 給食片付け 歯磨き 着替え	11:00	給食準備 給食 給食片付け 歯磨き 着替え
12:30	昼寝	12:30	昼寝
14:30	起床・着替え	14:30	起床・着替え
15:00	おやつ 歯磨き	15:00	おやつ 歯磨き
16:30	保育短時間終了	16:30	保育短時間終了
18:30	保育標準時間終了 閉園	18:30	保育標準時間終了 閉園

※保育内容は、保育園によって多少異なる場合があります。

★土曜保育は、事前の申込みが必要です。

★就労上、お迎えが遅くなる場合は必ず保育園にご連絡ください。



45 保育園からのお知らせ【必ずお読みください。】

(1) 登園・降園について

- ①登園・降園の際は、保護者の方の送り迎えが必要です。お迎えが遅れる場合やお迎えの方が変更になる場合（親族、知人等）は、必ず保育園にご連絡ください。
なお、安全保護や事故防止のため、保護者の方からご連絡がない場合は、お引渡しをすることができませんので予めご了承ください。
- ②11時30分までに登園できない場合は、保育園で給食を提供できないことがあります。（給食は作ってから30分以内に喫食するという規則のため）事前に保育園にご連絡ください。
- ③保育園の行事等により、送迎時間が早まる場合があります。

(2) 土曜保育について

- ①土曜保育は、保護者の方の就労等やむを得ない事情がある場合のみにお受けします。
- ②土曜日に保護者のどちらかがお休みの場合は、ご家庭での保育をお願いします。
- ③お昼をはさむ土曜保育を申し込む場合は、昼食を持参してください。
捕食（おやつ）および水分は保育園で用意します。
捕食（おやつ）は、3才未満児は午前1回、午後1回、3歳児以上は午後1回となります。

(3) 健康管理について

- ①健康カードには必ずその日の朝に測った体温を記入してください。
- ②保育園では、37.5℃を目安に健康状態を把握していますが、37.5℃未満の体温でも顔色が優れない場合は、保育士にお声かけください。
また集団生活をするにあたり、発熱した翌日は、1日ご家庭で様子を見て、熱が出ないことを確認してから登園するようお願いします。
- ③保育園では、原則として薬をお預かりしていません。
ただし、慢性疾患等により児童が服薬なしでは健康的な日常生活が過ごせない場合に限り、保護者の方が来園し、服用させることを認めています。
- ④保育園にて児童が発熱や急病等にかかった場合は、帰宅させることがありますので、保護者の方は事前に連絡先等（電話番号）を明確にし、保育園にお知らせください。
- ⑤朝食は必ず食べさせて、児童の排便の状況を確認してください。

(4) その他

- ① 保育園からの帰宅後は、必ず保育園からのお知らせや家庭連絡の有無を確認してください。
- ② 台風などの天候状況により、保育園で給食が提供できない可能性がある場合と判断された場合は、保護者の方へ周知の上、お弁当を持参していただくことがあります。
- ③ お菓子やおもちゃ等は、保育園に持たせないようにしてください。
- ④ 保育園の敷地内は禁煙です。
- ⑤ 保育園は災害時の避難場所にもなります。
- ⑥ 保育園のことで質問等がありましたら、お気軽に保育士へお声かけください。
- ⑦ 緊急の連絡等で保育園に連絡がつかないときは、福祉健康課厚生係までご連絡ください。

46 保育園、子ども家庭支援センターのHPについて

保育園では、保育園の活動内容等を月2回程度HPに掲載しています。

その他にも給食の献立やレシピ、感染症の注意、台風情報なども併せて掲載していますのでご覧ください。

保育園HP

<http://www.town.hachijo.tokyo.jp/nursery/>

子ども家庭支援センターHP

http://www.town.hachijo.tokyo.jp/machi-kara-no-osirase/kodomo_katei/kodomo_shien.html

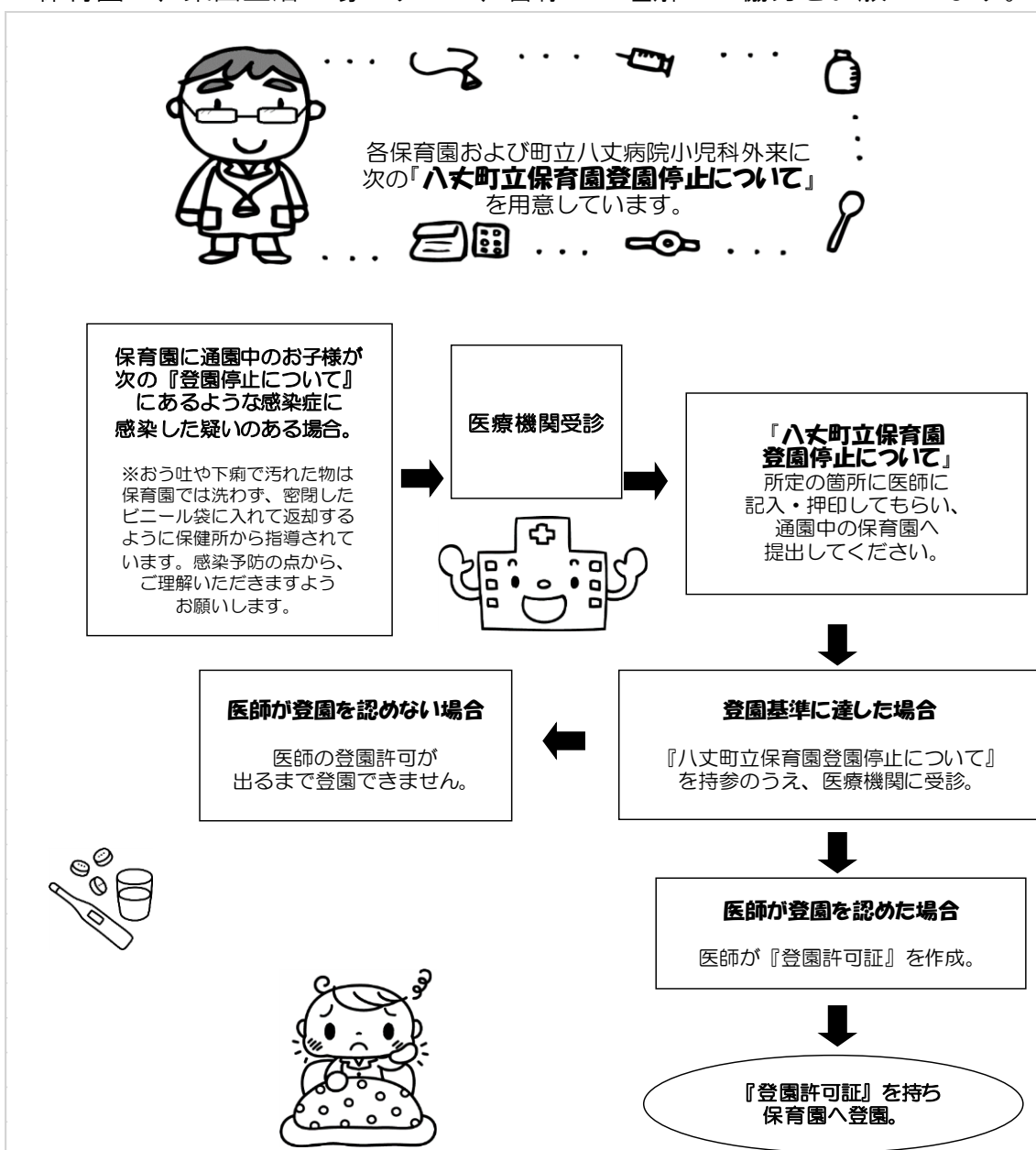
47 八丈町立保育園 感染症罹患時の登園停止について

八丈町立保育園では、学校保健安全法に準じて感染症についてそれぞれ登園停止期間（P38 参照）を定めています。感染症に罹患した場合には、P38 の「八丈町立保育園登園停止について」の所定の箇所を医師に記入、押印してもらい、通園中の保育園に速やかに提出してください。

お子さんが登園基準に達したら、再度医療機関を受診し、医師から「登園許可証」へ記入、押印してもらい、保育園に提出してください。

なお、「八丈町立保育園登園停止について」および「登園許可証」の文書作成料は町立八丈病院においては無料です。

保育園は、集団生活の場ですので、皆様のご理解とご協力をお願いします。



登園許可証		八丈町立保育園 園長 殿	《病名》	
診察券印字		《自宅療養が必要と認められた期間》		
		平成 年 月 日～平成 年 月 日		
		診察の結果、平成 年 月 日より、 保育園の登園が認められるものと判断いたします。		
		東京都八丈島八丈町三根26番地11 国民健康保険 町立八丈病院 小児科 藤井浩一 (印)		
診察券印字 ※救急の場合は児童名及び受診日のご記入をお願いいたします		★八丈町立保育園 登園停止について★		
児童名		下記の感染症にかかった場合は、学校保健安全法第12条に準じて保育園に登園できません。医師に下記の〔受診連絡票〕に該当する病名に○(マル)をつけていただき、上記に記入と押印のうえ、通園中の保育園にご提出ください。		
受診日		停止後、登園基準に達し、医師に登園可能と判断された場合、医師が記入した下記の「登園許可証」を保育園に提出してください。		
		園児名		
		生年月日	平成 年 月 日生	
受診連絡票		八丈町立保育園 園長 殿		診察の結果、下記の感染症と診断しました。
病名	潜伏期間	登園基準	欠席見込期間	医師印
結核		病状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
インフルエンザ（様疾患）	1～2日	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
百日咳	6～15日	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
麻疹（はしか）	10～12日	解熱後3日を経過するまで	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
流行性耳下腺炎（おたふく）	14～21日	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
水痘（水ぼうそう）	11～20日	すべての発疹が痂皮化（乾いてかさぶたになる）するまで	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
風疹（三日はしか）	14～21日	発疹が消失するまで	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
咽頭結膜熱（ノロ熱）	5～6日	解熱し、主要症状が消退した後2日を経過するまで	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
髄膜炎菌性髄膜炎		病状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
流行性角結膜炎	1週間以上	病状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
急性出血結膜炎	2～3日	病状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
りんご病（伝染性紅斑）	17～18日	症状出現時は感染力が消失していますが、一応、医師の診察を受けてください。	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
溶連菌感染症	2～4日	病状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
手足口病	2～7日	若年児童においては無菌性髄膜炎の発症が危惧されるため、発症初期の急性期は自宅安静が勧められています。	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
ヘルパンギーナ	2～7日	また、治癒後2～4週間、糞便中にウイルスの排泄が続くため、手洗いおよび下着の管理をしっかりとしましょう。	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
とびひ（伝染性膿痂疹）	2～10日	病状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
感染性胃腸炎（ロタウイルス・ノロウイルス含）	1～3日	病状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで（3歳未満児は1週間）	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
乳幼児嘔吐下痢症（ロタウイルスによるもの）	1～3日	主要症状がほぼ消失し、医師が登園して差し支えないと判断するまで	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
水いぼ（伝染性軟属腫）		病状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
ヘルpes性歯肉口内炎（単純ヘルpes感染症）		主要症状がほぼ消失し、医師が登園して差し支えないと判断するまで	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
マイコプラズマ肺炎（感染する肺炎）	2～3週間	病状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
ウイルス性肝炎		主要症状が消退するまで	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
その他		()	平成 年 月 日～平成 年 月 日	

48 町立保育園ご意見箱の設置について

町立保育園においてご意見箱を設置しております。皆さまから広くご意見を伺い、保育園のより良い運営に活かしていきたいと考えておりますのでご利用ください。

ご意見は、備え付けの用紙に記入の上、意見箱に投函してください。月に2回程度町職員が回収しています。ご意見に対する返答を希望される場合や個別に相談を希望される方は、氏名や連絡先をご記入ください。匿名でのご意見の場合は、個人を特定することや他の目的に利用することはございません。

